

# 公定価格の見直しに係る検討事項について

令和元年10月10日

# 子ども・子育て支援新制度施行後5年の見直しにおける公定価格の見直しに係る検討について

公定価格の見直しに向け議論が必要な事項については、第34回会議（平成30年1月17日）にそれまでの議論を「公定価格に関する議論の整理」として取りまとめたほか、第35回会議（平成30年5月28日）後に各委員に照会し、御意見を提出いただいたところ。

この他、地方分権改革に関する提案事項等も踏まえ、公定価格の見直しに係る具体的な検討事項として、以下に記載した事項を中心に検討を行うこととしてはどうか。

## 1. 公定価格の仕組み全体に関わる事項

- (1)公定価格の算定方法など、公定価格に算定されている経費と実際の運営コストの比較による公定価格の検証の在り方
- (2)基本分単価の加算化や加算の基本分単価への組み入れなど、基本分単価と加算の在り方
- (3)地域の給与の状況を反映するための地域区分の在り方
- (4)利用実態・運営実態を踏まえた土曜日開所に関する公定価格の評価の在り方

## 2. 処遇改善や事務負担軽減等、教育・保育の現場で働く人材の確保に関すること

- (1)処遇改善等加算の職員給与への反映状況等の実態を踏まえた、処遇改善の着実な実施とそのための方策
- (2)実態と必要性も踏まえた保育士以外の職種の配置に関する公定価格上の評価
- (3)休日保育における共同保育の評価の在り方
- (4)申請書類の様式統一化など、施設型給付の請求に係る事務負担の軽減方策

### **3．教育・保育の質の向上に関する事項**

- (1)質の高い教育・保育の実施のため、基準を超えて職員を配置する施設への対応
- (2)自園調理・アレルギー対応等の食育の推進
- (3)小学校との連携・接続や外部評価など、教育・保育の質の向上に資する取組の推進

### **4．地域の子育て支援をはじめとした幼稚園・保育所等の機能の充実にに関する事項**

- (1)地域の子育て支援活動の評価の在り方
- (2)虐待等要保護児童等の支援が必要な子供への対応の評価の在り方

### **5．その他の事項**

- (1)施設整備費補助の仕組みとの整合性等を考慮した減価償却費加算・賃借料加算の仕組みの在り方
- (2)経営実態調査等の実施周期など、今後の公定価格の実態把握及び見直しの在り方

## 第44回子ども・子育て会議（令和元年8月29日）配布資料3（別添）

### 子ども・子育て支援新制度施行後5年の見直しにおいて今後検討が必要と考えられる事項（抜粋）

子ども・子育て支援新制度施行後5年の見直しにおいて検討が必要な事項については、第35回会議（平成30年5月28日）後に各委員に照会し、御意見を提出いただいたところ。

提出いただいた御意見や地方分権改革に関する提案事項等を踏まえ、子ども・子育て支援新制度の見直しに係る具体的な検討事項として、以下に記載した事項を中心に検討を行う。

#### 2．公定価格

##### （検討を行う事項）

- (1) 利用実態を踏まえた土曜日開所の取扱い、地域区分の在り方など、施設の運営実態を踏まえた算定方式、基本単価や各種加減算の在り方
- (2) 管理業務の効率化等を踏まえた、複数施設を設置している法人に係る調整措置の在り方
- (3) 処遇改善等加算の職員給与への反映状況に関する実態把握と検証・分析を踏まえた、各施設における処遇改善の着実な実施のための方策
- (4) 申請書類の様式統一化など、施設型給付の請求に係る事業者の事務負担の軽減方策

##### （中長期的な検討課題）

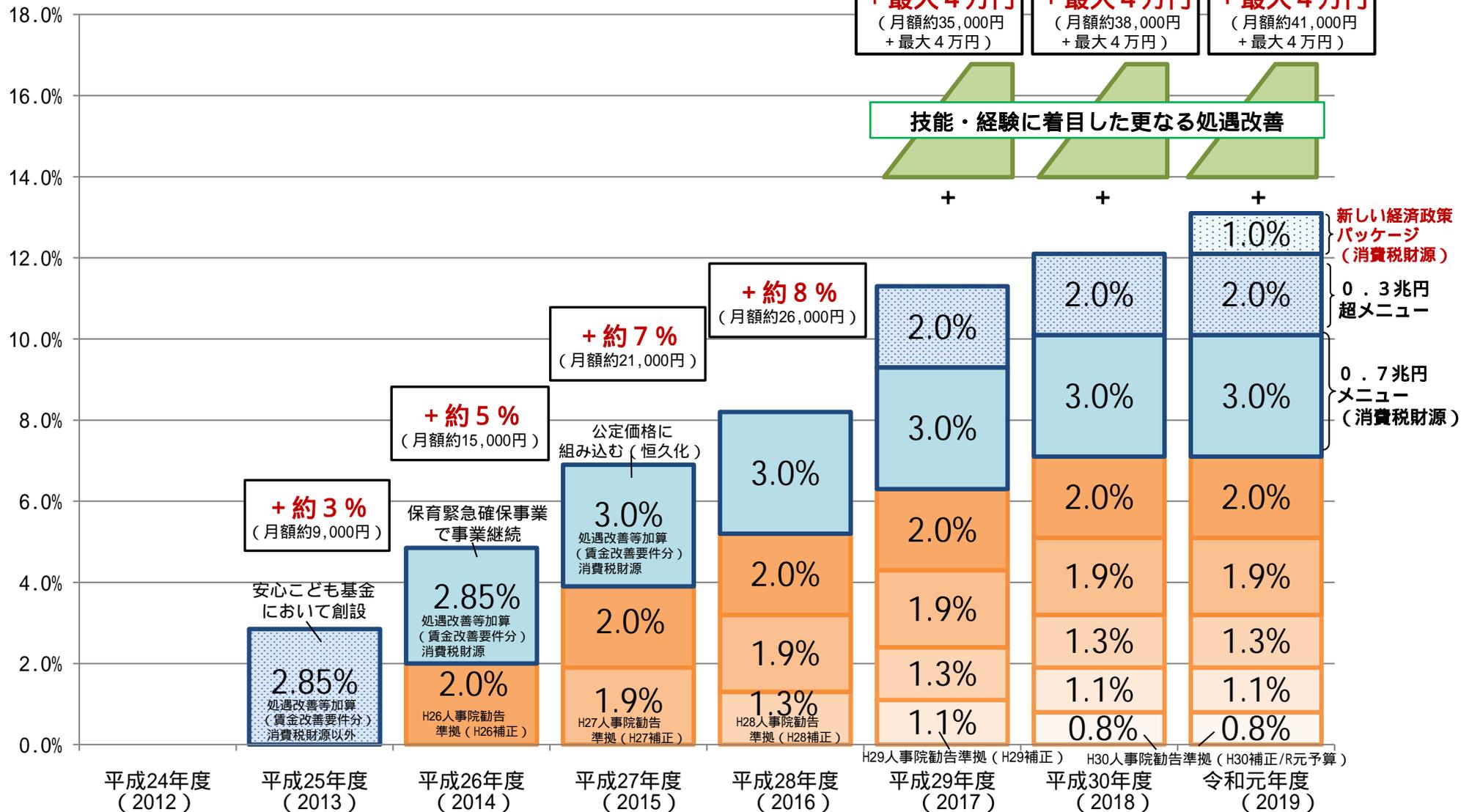
- (5) 経営実態調査等の実施周期など、今後の公定価格の実態把握の在り方

# これまでの公定価格の見直し及び公定価格に関する各種調査の状況

各年度	公定価格の見直し	公定価格に関する各種調査
平成25年度		幼稚園・保育所等の経営実態調査 (平成25年2月時点)
平成27年度	・子ども・子育て支援新制度施行 ・公定価格創設	
平成28年度	・チーム保育加配加算の充実 ・指導充実加配加算の創設 ・事務負担対応加配加算の創設 ・チーム保育推進加算の創設 ・賃借料加算の拡充	
平成29年度	・処遇改善等加算 の創設 ・処遇改善等加算 の拡充 ( 3 % 5 % ) ・研修代替要員費の拡充 ( 2 日 3 日 ) の拡充	幼稚園・保育所・認定こども園等の経営実態調査 (平成29年3月時点)
平成30年度	・事務職員配置加算の創設 ( 基本分単価からの切り出し )	保育所等の運営実態に関する調査 ( 厚生労働省 ) (平成30年3月時点) 2018年度予算執行調査 ( 財務省 ) (平成30年3月時点)
令和元年度	< 4月 ~ > ・非常勤講師配置加算の創設 ( 基本分単価からの切り出し ) ・処遇改善等加算 の拡充 ( 5 % 6 % ) ・居宅訪問型事業の算定方法の改善 < 10月 ~ > ・消費税引上げに伴う改定 ・副食費徴収免除加算の創設	幼稚園・保育所・認定こども園等の経営実態調査 (平成31年3月時点)

# 公定価格における処遇改善の推移

(改善率)



処遇改善等加算 (賃金改善要件分) は、平成25、26年度においては「保育士等処遇改善臨時特例事業」により実施

各年度の月額給与改善額は、予算上の保育士の給与改善額

上記の改善率は、各年度の予算における改善率を単純に足し上げたものであり、24年度と比較した実際の改善率とは異なる。

## 「公定価格に関する議論の整理」（平成30年1月17日子ども・子育て会議取りまとめ）

### 運営実態を踏まえた公定価格設定の適正化

#### （今後の方向性）

- n 公定価格の個々の経費の設定と実際の運営コストとの比較による公定価格の検証・分析を踏まえた設定
- n 公定価格の基本単価部分の加算化・減算化の検討
- n 複数施設を設置している法人に係る調整措置についての具体的な検討

### 教育・保育の質の向上

#### （今後の方向性）

- n 29年度の人事院勧告を踏まえた給与改善が適切に反映された公定価格の設定
- n 処遇改善等加算などの職員給与への反映状況に関する実態把握と検証・分析
- n 子ども・保護者のための保育の質の「見える化」のための具体的方策の促進の検討
- n 0.3兆円超の質の向上の実現に向けた必要な財源の確保

### 経営実態調査を含めた今後の実態把握のための課題

#### （今後の方向性）

- n 調査の設計・方法等に関する検討
  - 各種法人会計基準等の違いを踏まえた評価方法の検討
  - 公定価格による収支と、公定価格に含まれない補助事業、地方単独事業、実費徴収等による収支を区分する方法の検討
  - 経営実態調査で把握する収支差に教育・保育に係る収支以外の借入金利息や本部繰入金を含めるかどうかの検討
- n 経営実態調査以外の公定価格の検証方法の検討
- n 有効回答を確保するための経営実態調査の記入者負担の軽減方法の検討（ICTの活用を含む）
- n 経営実態調査の実施時期を含めた公定価格の見直し周期の検討

「子育て支援に関する行政評価・監視の結果に基づく勧告」（平成30年11月9日総務省）  
第39回子ども・子育て会議にて報告

### 3 処遇改善等加算に係る賃金改善確認の徹底

#### 主な調査結果

報告書P108～116

#### 【制度等】

国は、保育施設等に支給している人件費及び事業費等について、「施設型給付費等に係る処遇改善等加算について」（関係3府省連名通知）により、安全対策の基盤となる保育士等の離職を防止するため、平均勤続年数やキャリアアップなどの取組に応じて加算（賃金改善）を行う仕組みを創設

また、国は、同通知等により、市町村に対し、加算が行われた保育施設等から提出される平均賃金改善月額等を記載した賃金改善実績報告書により、加算（賃金改善）が行われたか確認するよう要請

→ 今回、当省が全国の29市町村を抽出し、保育従事者等の賃金改善の確認状況を調査した結果、国から示された確認方法では十分な賃金改善確認ができないなどとして、賃金改善実績報告書の提出に加え、賃金台帳の写し等を徴収し、保育従事者等一人一人の賃金改善の状況を確認している市町村が約6割（16/28市町村）。一方、国から示された確認方法のみにより確認している市町村が約4割（12/28市町村）※

中には・・・保育従事者等一人一人の賃金改善の状況を確認した結果、賃金改善のために支給された金額（約62万円）の半分以上が経営者の親族（1人）に配分されている事案などを発見した市町村あり

※ 国からの賃金加算を利用していない市町村が1市町村あったため、調査対象29市町村とは一致しない

#### 主な勧告

- 地方公共団体に対し、賃金改善確認に当たり賃金台帳等の活用を図るよう要請するとともに、地方公共団体独自の取組例を収集・情報提供

# 「平成30年地方からの提案等に関する対応方針」（平成30年12月25日閣議決定）

第38回・第41回子ども・子育て会議にて報告

<b>提案</b>	処遇改善等加算の認定権限の移譲
<b>提案団体</b>	大阪府、滋賀県、堺市、兵庫県、和歌山県、鳥取県、徳島県、関西広域連合
<b>制度の現状</b>	
<p>処遇改善等加算 及び処遇改善等加算 に係る加算の認定は、指定都市及び中核市以外の市町村（以下「一般市町村」とする）が管轄する施設・事業所については都道府県知事が、指定都市及び中核市が管轄する施設・事業所については各指定都市及び中核市の長が行う仕組みとなっている。</p>	
<b>提案内容と理由の概要</b>	
<p>処遇改善等加算の認定に係る権限を、一般市町村へ移譲することにより、一般市町村が管轄する施設・事業所における処遇改善等加算の認定事務が簡素化され、市町村における業務の効率化と共に、施設・事業所に対する精算の早期化が図られる。</p>	
<b>「平成30年の地方からの提案等に関する対応方針」（平成30年12月25日閣議決定）</b>	
<p><b>【内閣府】</b></p> <p>（１）子ども・子育て支援法（平24 法65）</p> <p>施設型給付費等に係る処遇改善等加算の認定に係る事務・権限については、都道府県と加算の認定の実施を希望する市町村の間で協議が整った場合に、当該市町村に移譲する方向で検討し、2019 年度中に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。</p> <p>（関係府省：文部科学省及び厚生労働省）</p>	

<b>提案</b>	子ども・子育て支援新制度の施設給付費等に係る処遇改善 の配分方法の制約の撤廃
<b>提案団体</b>	静岡県、神奈川県、浜松市、沼津市、三島市、伊東市、富士市、藤枝市、御殿場市、袋井市、湖西市、牧之原市、長泉町、吉田町
<b>制度の現状</b>	
<p>平成29年度から保育士等のキャリアアップの仕組みの導入と技能・経験に応じた処遇の改善のための子ども・子育て支援新制度の施設型給付費等に係る処遇改善加算 が創設されたが、その運用における加算額の配分方法に制約がある。</p>	
<b>提案内容と理由の概要</b>	
<p>加算額の配分方法の制約の撤廃により、全ての保育所等において、処遇改善に結びつく保育士等のキャリアアップの仕組みが導入されやすくなることにより、保育現場における保育士等の定着と参入促進が図られ、安心して子供を生み育てられる環境の整備につながる。</p>	
<b>「平成30年の地方からの提案等に関する対応方針」（平成30年12月25日閣議決定）</b>	
<p>6【内閣府】</p> <p>(11) 子ども・子育て支援法（平24 法65）</p> <p>（ ）施設型給付費等に係る処遇改善等加算 （特定教育・保育、特別利用保育、特別利用教育、特定地域型保育、特別利用地域型保育、特定利用地域型保育及び特例保育に要する費用の額の算定に関する基準等（平27内閣府告示49）1条35号の5）における加算額の配分方法等については、2018年度と同加算の実施状況等を踏まえ検討し、2019年度中に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。</p> <p>（関係府省：文部科学省及び厚生労働省）</p>	

「新経済・財政再生計画改革工程表2018」（平成30年12月20日経済財政諮問会議決定）

取組事項	実施年度			KPI	
	2019年度	2020年度	2021年度	第1階層	第2階層
<p>22 子ども・子育てについて、効果的・効率的な支援とするための優先順位付けも含めた見直し</p> <p>子ども・子育てについて、全世代型社会保障の実現に向けて充実・強化を図る中においても、効果的・効率的な支援としていくことが重要であり、優先順位付けも含めた見直しを行う。</p> <p>教育・保育給付費の基礎となる公定価格について、経営実態調査のあり方を検証しつつ、経営実態や収益性、公費負担の範囲などの観点から公定価格全体の適正化について早急に検討を加え、予算にその内容を反映する。</p> <p>&lt;厚生労働省・内閣府&gt;</p>			→	—	—

「令和時代の財政の在り方に関する建議」（令和元年6月19日財政制度等審議会）

．主要分野において取り組むべき事項 / 1．社会保障 / (3) 子ども・子育て

こうした子ども・子育て支援の充実・強化を図るなかにおいても、効果的・効率的な支援としていくことが重要であり、保育制度などの子ども・子育て支援新制度については、令和2年（2020年）において、施行後5年の見直しを迎えるに当たり、公定価格の適正化に向けた検討が必要である。

公定価格は、地域区分別、利用定員別に応じて積み上げて算定された「基本額」に、事業の実施体制等に応じた「各種加算等」を加えた金額（公定価格＝基本額＋各種加算等）により構成されている。このように公費を基に運営されているにもかかわらず、例えば、平成30年度予算執行調査（財務省）において、保育所の収支差率（6.7%）が中小企業の平均（3.1%）を上回っていること等が確認された。

これを踏まえれば、経営実態を適切に反映した実態調査を行うとともに、公定価格の算定方式自体の在り方の検証が必要である。具体的には、公定価格の算定における個々の見直しを検討することに加えて、各々対象となる費目を積み上げる「積み上げ方式」から、実態調査等に基づき、人件費・事業費・管理費等を包括的に評価する「包括方式」への移行も検討すべきである。

また、仮に「積み上げ方式」を維持する場合であっても、公定価格の内訳についても、利用実態を反映した適正化が必要である。一例を挙げれば、保育所は原則土曜日開所が必要であるが、土曜日の利用希望者がおらず、常態的に土曜日を閉所している場合は、公定価格における土曜開所に係る費用を定率で調整する仕組みとなっている。一方で、実際の運営状況を見ると、開所している満額が措置されていても、利用児童数や実際に勤務している職員数は平日の半分以下となっている場合が多い。更に、複数の保育所による共同保育を実施した場合、その週に閉所している施設も開所しているものとして公定価格が算定される仕組みになっている。

こうした実態を踏まえれば、土曜日開所に係る公定価格の減算調整について、公平性の観点から、利用実態・運営実態を反映した、よりきめ細やかな調整の仕組みを導入することが必要である。

# 公定価格に関する参考資料

# 公定価格について

子ども・子育て支援新制度では、認定こども園、幼稚園、保育所を通じた共通の給付である「施設型給付」及び小規模保育等に対する「地域型保育給付」を創設し、市町村の確認を受けた施設・事業の利用に当たって、財政支援を保障している。

私立保育所に対しては、委託費として支払う。（子ども・子育て支援法附則第6条第1項）

施設型給付費、地域型保育給付費の基本構造は、「内閣総理大臣が定める基準により算定した費用の額」（公定価格）から「政令で定める額を限度として市町村が定める額」（利用者負担額）を控除した額。（子ども・子育て支援法27条、29条等及び子ども・子育て支援法施行令）

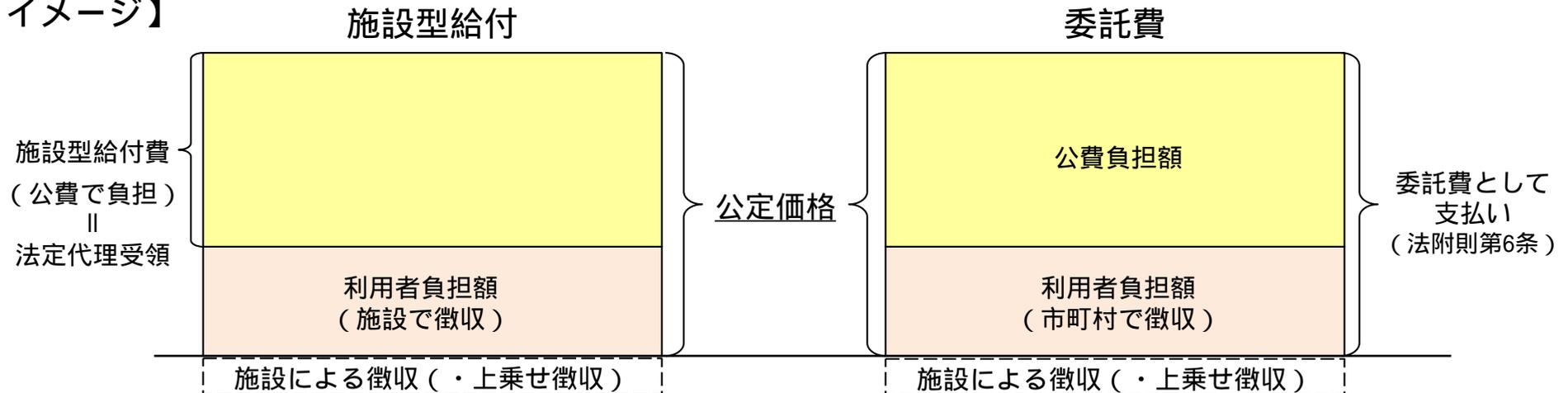
「給付費」＝「公定価格」－「利用者負担額」

公費負担と利用者負担の基本構造は委託費も同様。（法附則第6条第1項・第4項）

「利用者負担額」は、1号・2号子どもは0円、3号子どもは所得階層に応じた額（多子減免あり）。

市町村が定める利用者負担額のほか、施設による徴収（文房具費、行事費、給食費、通園送迎費等）、それ以外の上乗せ徴収（教育・保育の質の向上を図るための費用。事前説明・同意を要する）が可能。

## 【イメージ】



# 令和元年度における特定教育・保育施設等の利用者負担(月額)

〇 困いの階層区分については令和元年10月1日から無償化(0円)。

教育標準時間認定の子ども  
(1号認定)

階層区分	利用者負担
生活保護世帯	0円
市町村民税 非課税世帯 (所得割非課税世帯含 む) (~約270万円)	3,000円 (0円)
市町村民税 所得割課税額 77,100円以下 (~約360万円)	10,100円 (3,000円)
市町村民税 所得割課税額 211,200円以下 (~約680万円)	20,500円
市町村民税 所得割課税額 211,201円以上 (約680万円~)	25,700円

保育認定の子ども  
(2号認定: 3~5歳児) (3号認定: 0~2歳児)

階層区分	利用者負担		利用者負担	
	保育標準時間	保育短時間	保育標準時間	保育短時間
生活保護世帯	0円	0円	0円	0円
市町村民税 非課税世帯 (~約260万円)	6,000円 (0円)	6,000円 (0円)	9,000円 (0円)	9,000円 (0円)
所得割課税額 48,600円未満 (~約330万円)	16,500円 (6,000円)	16,300円 (6,000円)	19,500円 (9,000円)	19,300円 (9,000円)
所得割課税額 57,700円未満 (77,101円未満) (~約360万円)	27,000円 (6,000円)	26,600円 (6,000円)	30,000円 (9,000円)	29,600円 (9,000円)
97,000円未満 (~約470万円)	27,000円	26,600円	30,000円	29,600円
所得割課税額 169,000円未満 (~約640万円)	41,500円	40,900円	44,500円	43,900円
所得割課税額 301,000円未満 (~約930万円)	58,000円	57,100円	61,000円	60,100円
所得割課税額 397,000円未満 (~1,130万円)	77,000円	75,800円	80,000円	78,800円
所得割課税額 397,000円以上 (1,130万円~)	101,000円	99,400円	104,000円	102,400円

多子カウント年齢制限なし

有り(小学校就学前)

- [ ]書きは、ひとり親世帯、在宅障害児(者)のいる世帯、その他の世帯(生活保護法に定める要保護者等特に困窮していると市町村の長が認めた世帯)の額。
- 満3歳に到達した日の属する年度中の2号認定の利用者負担額は、3号認定の額を適用する。
- 3号認定は小学校就学前の範囲において、特定教育・保育施設等を同時に利用する最年長の子どもから順に2人目は上記の半額、3人目以降(市町村民税非課税世帯及び年収約360万円未満相当のひとり親世帯等については2人目以降)については0円とする。ただし、年収約360万円未満相当の世帯においては多子のカウントにおける年齢制限(小学校就学前)を撤廃する。
- 給付単価を限度とする。

# 公定価格の基本分単価に含まれる費用

1号と2・3号の基本分単価は、各施設の制度を踏まえて一部異なるが、基本的に同水準。

(1号)

区分	内容
事務費	(1)常勤職員給与 本俸、教職調整額 諸手当 社会保険料事業主負担金等 (2)非常勤職員雇上費 学校医、学校歯科医、学校薬剤師手当 非常勤職員雇上費(事務職員) 年休代替要員費
	< 職員の数に比例して積算 > 旅費、庁費、職員研修費、職員健康管理費、業務委託費 < 子どもの数に比例して積算 > 保健衛生費、減価償却費 < 1施設当たりの費用として積算 > 補修費、特別管理費、苦情解決対策費
事業費	< 生活諸費 > 一般生活費(保育材料費等)

・園長 1人

・教諭

(配置基準)

3歳児 20:1

\*質の改善事項における配置基準の改善(15:1)は、実施している場合の加算として実施

4歳児 30:1

・教員のうち1人は主幹教諭として費用を算定

・全ての学級に専任の学級担任を配置するため、教諭(学級編制調整教諭)を1人加配(利用定員36人以上300人以下の施設)

・事務職員 1人

\*質の改善事項における事務負担への対応については、非常勤2日分を基本分として追加

(2号・3号)

区分	内容
事務費	(1)常勤職員給与 本俸、特別給与と改善費、特務手当 諸手当 社会保険料事業主負担金等 (2)非常勤職員雇上費 嘱託医、嘱託歯科 非常勤職員雇上費(保育士、事務職員、調理員) 年休代替要員費 研修代替要員費
	< 職員の数に比例して積算 > 旅費、庁費、職員研修費、被服費、職員健康管理費、業務省力化等勤務条件改善費 < 子どもの数に比例して積算 > 保健衛生費 < 1施設当たりの費用として積算 > 補修費、特別管理費、苦情解決対策費
事業費	< 生活諸費 > 一般生活費(給食材料費(3歳未満児のみ)、保育材料費等)

・保育士

(配置基準)

乳児 3:1

1、2歳児 6:1

3歳児 20:1

\*質の改善事項における配置基準の改善(15:1)については、実施している場合の加算として実施

4歳児 30:1

・保育士のうち1人は主任保育士として費用を算定

・上記のほか、休けい保育士を1人加配(定員90人以下は常勤、定員91人以上は非常勤)

・また、保育標準時間認定の場合は、常勤保育士1人及び非常勤職員(3時間)1人を加配

・調理員 2人(定員40人以下の場合は1人、定員151人以上の場合は3人(うち1人は非常勤))

・事務職員 1人(非常勤)

\*質の改善事項における事務負担への対応については、非常勤2日分を基本分として追加

# 公定価格の加算・調整について

1号（幼稚園）と2・3号（保育所）の加算・調整は以下のとおり。

認定こども園・地域型保育事業所については、施設の特性によって、多少異なる。

	1号（幼稚園）	2・3号（保育所）
加算（主に人件費）	<ul style="list-style-type: none"> <li>・副園長・教頭配置加算</li> <li>・3歳児配置改善加算（20：1 15：1）</li> <li>・満3歳児対応加配加算（6：1）</li> <li>・非常勤講師配置加算</li> <li>・チーム保育加配加算</li> <li>・通園送迎加算</li> <li>・給食実施加算</li> <li>・主幹教諭等専任加算</li> <li>・療育支援加算</li> <li>・事務職員配置加算</li> <li>・指導充実加配加算</li> <li>・事務負担対応加配加算</li> <li>・栄養管理加算</li> <li>・処遇改善等加算（基礎分+賃金改善要件分（6%））</li> <li>・処遇改善等加算（月4万円・5千円）</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・所長設置加算</li> <li>・3歳児配置改善加算（20：1 15：1）</li> <li>・休日保育加算</li> <li>・夜間保育加算</li> <li>・チーム保育推進加算</li> <li>・主任保育士専任加算</li> <li>・療育支援加算</li> <li>・事務職員雇上費加算</li> <li>・入所児童処遇特別加算</li> <li>・栄養管理加算</li> <li>・処遇改善等加算（基礎分+賃金改善要件分（6%））</li> <li>・処遇改善等加算（月4万円・5千円）</li> </ul>
加算（主に管理費）	<ul style="list-style-type: none"> <li>・副食費徴収免除加算</li> <li>・外部監査費加算</li> <li>・施設機能強化推進費加算</li> <li>・小学校接続加算</li> <li>・第三者評価受審加算</li> <li>・子育て支援活動費加算</li> <li>・施設関係者評価加算</li> <li>・冷暖房費加算</li> <li>・除雪費加算</li> <li>・降灰除去費加算</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・副食費徴収免除加算</li> <li>・減価償却費加算</li> <li>・賃借料加算</li> <li>・施設機能強化推進費加算</li> <li>・小学校接続加算</li> <li>・第三者評価受審加算</li> <li>・冷暖房費加算</li> <li>・除雪費加算</li> <li>・降灰除去費加算</li> </ul>
調整	<ul style="list-style-type: none"> <li>・年齢別配置基準を下回る場合</li> <li>・定員を恒常的に超過する場合</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・分園の場合</li> <li>・常態的に土曜日を閉所する場合</li> <li>・定員を恒常的に超過する場合</li> </ul>

下線は、0.7兆円メニュー（処遇改善等加算の賃金改善要件分6%のうち2%は0.3兆円超メニュー、1%は新しい経済政策パッケージ）

# 各種の処遇改善の概要

	内容	対象者	支給方法・使途	手続	
処遇改善等加算	<p>技能・経験を積んだ職員の追加的な人件費</p> <p>「基準年度の賃金」（加算を含む）に対する賃金改善分</p>	<p>定額加算</p> <p>4万円×職員数の約1/3 5万円×職員数の約1/5</p> <p>配分人数・配分額の柔軟な運用可</p> <p>基準年度は、加算 取得初年度の前年度</p>	<p>副主任保育士等及び職務分野別リーダー等（職位発令、経験年数等を満たす者）</p> <p>2022年度から研修要件必須化を目指す 園長は配分不可</p>	<p>確実に賃金改善に充当（役職手当・職務手当又は基本給）</p> <p>20%の範囲内で同一法人の他の教育・保育施設の職員にも充当可（2022年度までの時限措置）</p>	<p>計画書</p> <p>実績報告書</p>
処遇改善等加算 （賃金改善要件分）	<p>賃金改善・キャリアアップの取組に応じた人件費</p> <p>「基準年度の賃金水準を適用した場合の賃金総額」及び「人件費の改定状況を踏まえた部分」に対する賃金改善分</p>	<p>定率加算</p> <p>6%（平均経験年数が11年以上の場合は7%、キャリアパス要件を満たさない場合は2%）</p> <p>基準年度は、確認を受けた年度の前年度（H26年度以前開設の保育所は、H24年度）</p>	<p>非常勤職員を含む全職員</p>	<p>確実に賃金改善に充当（基本給、手当、一時金等）</p> <p>同一法人の他の教育・保育施設の職員にも充当可</p>	<p>計画書</p> <p>実績報告書</p>
処遇改善等加算 （基礎分）	<p>職員の平均経験年数に応じた人件費</p>	<p>定率加算</p> <p>平均経験年数に応じ 2～12%</p>	<p>非常勤職員を含む全職員</p>	<p>適切に昇給（勤続年数の長い職員の基本給、手当）等に充当</p>	<p>加算率の認定</p>
人件費単価 （人事院勧告対応分）	<p>人事院勧告を受けた国家公務員給与の改定に準じた人件費の引き上げ分</p> <p>「基準年度の賃金水準を適用した場合の賃金総額」に上乘せする「人件費の改定状況を踏まえた部分」</p>	<p>公定価格単価内に織り込み済みの基準年度別「人件費の改定状況を踏まえた水準」（平成30年度当初）</p> <p>H24 7.1%（H26以前開設保育所） H26 5.1% H27 3.2% H28 1.9% H29 0.8% H30～0%</p> <p>基準年度は加算と同じ</p>	<p>公定価格上算定される常勤職員</p>	<p>適切に給与（基本給、手当、一時金等）に反映</p> <p>改定直後は通常、遡及支給</p>	<p>なし</p> <p>加算賃金改善要件分の算定の前提</p>

# 処遇改善等加算 の仕組み

## ①基礎分

職員 1 人当たり平均経験年数に応じて加算率を設定（2～12％）。

の加算額については、適切に昇給等に充てること。当該施設内のみ充当可。

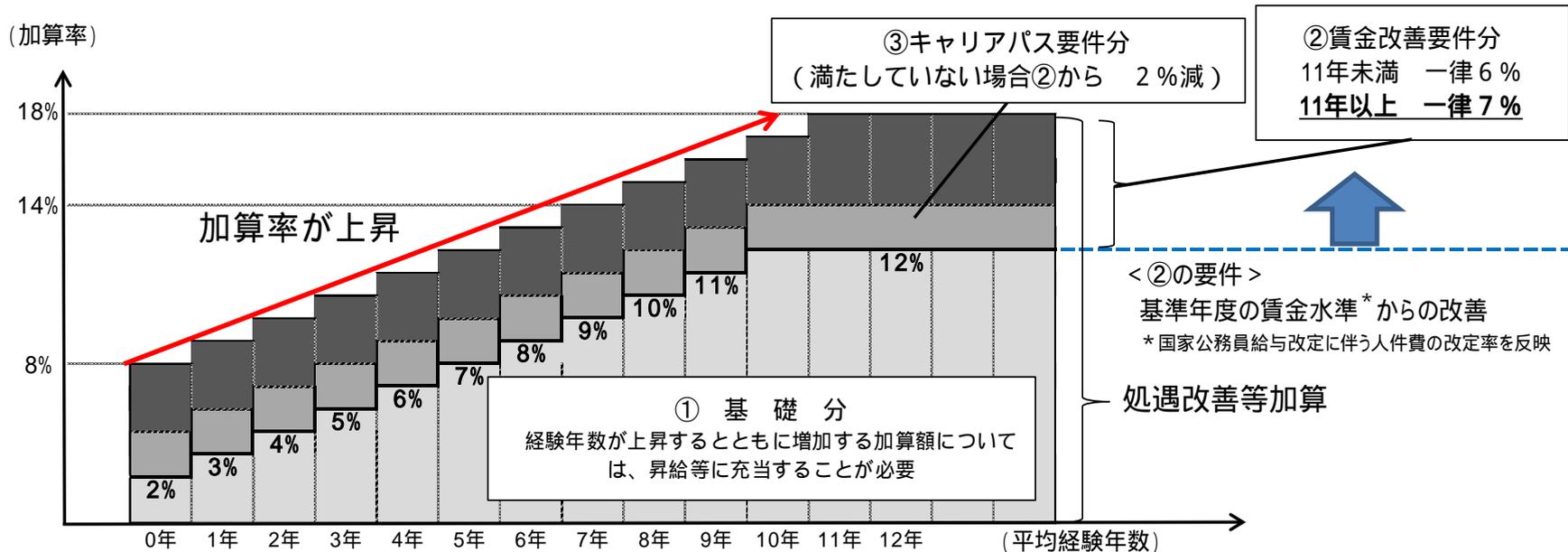
## ②賃金改善要件分

賃金改善計画・実績報告が必要。「基準年度の賃金水準を適用した場合の賃金総額」及び「人件費の改定状況を踏まえた部分」に対し、賃金改善を行うことが要件（6％。平均経験年数11年以上の施設は7％）。

の加算額については、確実に職員の賃金改善に充てること。法人内の他の施設への充当も可。

## ③キャリアパス要件分（ の内数）

役職や職務内容等に応じた勤務条件・賃金体系の設定、資質向上の具体的な計画策定及び計画に沿った研修の実施又は研修機会の確保、職員への周知等が要件（満たさない場合、 から2％減）。



平成26年度に保育士等処遇改善臨時特例事業による補助を受けた保育所のうち、当該事業の加算率が6%未満であった施設については、平成26年度と同じ加算率を適用できる経過措置を設ける。（平成26年度と比較して平均経験年数が同様又は下回る施設に限る。）  
基準年度における私学助成等による収入額が賃金改善要件分を除いた公定価格の金額を上回る幼稚園等については、賃金改善額の取扱いの特例を設ける。

# 技能・経験に応じた処遇改善（処遇改善等加算）の仕組み

## 1 概要

- ・ 副主任保育士・専門リーダー（月額4万円の処遇改善）・職務分野別リーダー・若手リーダー（月額5千円の処遇改善）等を設けることにより、キャリアパスの仕組みを構築し、保育士等の処遇改善に取り組む施設・事業所に対して、キャリアアップによる処遇改善に要する費用に係る公定価格上の加算を創設する。

## 2 要件

- ・ 加算額を確実に賃金改善に充てるため、賃金改善計画の策定及び実績報告を行う（処遇改善等加算と同様）。
- ・ 処遇改善の対象者が以下の基準を満たすものとなっていること

<月額4万円の処遇改善の対象者>

- ・ 副主任保育士等の職位の発令・職務命令
- ・ 経験年数が概ね7年以上
- ・ 4分野（60時間）以上の研修を修了していること

<月額5千円の処遇改善の対象者>

- ・ 職務分野別リーダー等の発令・職務命令
- ・ 経験年数が概ね3年以上
- ・ 担当分野（15時間）の研修を修了していること

経験年数は「概ね」であり、各施設の状況を踏まえて決めることが可能

研修に関する要件については、受講状況等を踏まえ、2022年度を目途に研修受講の必須化を目指す。

- ・ 職務手当を含む月給により賃金改善が行われていること

## 3 職員への配分方法

- ・ 月額4万円又は月額5千円の加算対象人数分（園長・主任保育士等を除いた職員の概ね1/3又は1/5）を支給。
- ・ 副主任保育士等への配分は、実際に月額4万円の賃金改善を行う職員を加算対象人数の1/2（端数切り捨て）以上確保した上で、副主任保育士等、職務分野別リーダー等に配分（月額5千円～4万円未満）。
- ・ 職務分野別リーダー等への配分は、加算対象人数以上確保する（月額5千円～副主任保育士等の最低額）。
- ・ 法人内の他の施設の職員の賃金改善に充当可（2022年度までの時限措置。加算額の20%の範囲内。）。

# 幼稚園教諭等(民間)に関するキャリアアップ・処遇改善のイメージ(1号関係)

## 研修による技能の習得を通じた、 キャリアアップ

<標準規模の幼稚園(定員160人)の職員数>  
 公定価格上の職員数  
 園長1人、副園長・教頭1人、主幹教諭1人、  
 幼稚園教諭7人、事務職員2人  
 合計12人

園長 <平均勤続年数27年>

副園長・教頭 <平均勤続年数24年>

### キャリアアップのための研修の 受講

都道府県・市町村、幼稚園団体、  
 大学等が実施する、保育者としての  
 資質向上のための既存の研修をキャ  
 リアアップに活用

#### 【研修分野例】

教育・保育理論 保育実践  
 特別支援教育 食育・アレルギー  
 保健衛生・安全対策  
 保護者の支援・子育ての支援  
 小学校との接続 マネジメント  
 制度や政策の動向

研修修了の効力:全国で有効  
 研修修了者が離職後再就職する場合:  
 以前の研修修了の効力は引き続き有効

主幹教諭 <平均勤続年数19年>

**新** 中核リーダー ライン職

**新** 専門リーダー スタッフ職

月額4万円の処遇改善 標準規模の園で3人  
 (園長・副園長・教頭等を除く幼稚園教諭等全体の概ね1/3)

【要件】

- ア 経験年数概ね7年以上
- イ 若手リーダーを経験
- ウ マネジメント+3つ以上の分野の  
研修を修了
- エ 中核リーダーとしての発令

【要件】

- ア 経験年数概ね7年以上
- イ 若手リーダーを経験
- ウ 4つ以上の分野の研修を修了
- エ 専門リーダーとしての発令

**新** 若手リーダー

月額5千円の処遇改善 標準規模の園で2人  
 (園長・副園長・教頭等を除く幼稚園教諭等全体の概ね1/5)

【要件】

- ア 経験年数概ね3年以上
- イ 担当する職務分野(左記 ~ など)の研修を修了
- ウ 若手リーダーとしての発令

幼稚園教諭等 <平均勤続年数7年>

研修は、分野別研修のほか、職責に応じたその他の研修でも可  
 指導教諭、教務主任、学年主任など既存の発令を行っている場合は、上記の発令に代替可  
 各幼稚園、認定こども園の状況を踏まえ、中核リーダー・専門リーダーの配置比率は柔軟に対応可  
 「園長・副園長・教頭等を除く幼稚園教諭等全体の概ね1/3」とは、公定価格における職員数に基づき算出したもの。  
 研修に係る加算要件については、研修の受講を促進し、2022年度を目途に、研修受講の必須化を目指すこととしている。  
 (2021年度までは研修の受講要件を課さず、2022年度開始までに、研修の受講状況を踏まえ、2022年度からの必須化を判断)

# 保育士等(民間)に関するキャリアアップ・処遇改善のイメージ(2・3号関係)

研修による技能の習得により、  
キャリアアップができる仕組み  
を構築

<標準規模の保育園(定員90人)の職員数>  
公定価格上の職員数  
園長1人、主任保育士1人、保育士12人、  
調理員等3人 合計17人

新たな名称はすべて仮称

園長  
<平均勤続年数24年>

主任保育士  
<平均勤続年数21年>

**新** 副主任保育士 ライン職 **新** 専門リーダー スタッフ職

月額4万円の処遇改善 標準規模の園で5人  
(園長・主任保育士を除く保育士等全体の概ね1/3)

【要件】  
ア 経験年数概ね7年以上  
イ 職務分野別リーダーを経験  
ウ マネジメント+3つ以上の分野の専門研修を修了  
エ 副主任保育士としての発令

【要件】  
ア 経験年数概ね7年以上  
イ 職務分野別リーダーを経験  
ウ 4つ以上の分野の専門研修を修了  
エ 専門リーダーとしての発令

**新** 職務分野別リーダー

月額5千円の処遇改善 標準規模の園で3人  
(園長・主任保育士を除く保育士等全体の概ね1/5)

【要件】  
ア 経験年数概ね3年以上  
イ 担当する職務分野(左記 ~ )の研修を修了  
ウ 修了した研修分野に係る職務分野別リーダーとしての発令  
乳児保育リーダー、食育・アレルギーリーダー等  
同一分野について複数の職員に発令することも可能

保育士等 <平均勤続年数8年>

キャリアアップ研修の創設(H29)

以下の分野別に研修を体系化

【専門研修】  
乳児保育 幼児教育  
障害児保育 食育・アレルギー  
保健衛生・安全対策  
保護者支援・子育て支援

【マネジメント研修】

【保育実践研修】

研修の実施主体: 都道府県等  
研修修了の効力: 全国で有効  
研修修了者が離職後再就職する場合: 以前の研修修了の効力は引き続き有効

1. 一人当たりの処遇改善額及び対象者数については、各保育所等での人員配置や賃金体系の実情を踏まえ、一定の要件の下で柔軟な運用を認めている。  
2. 「園長・主任保育士を除く保育士等全体の概ね1/3及び1/5」とは、公定価格における職員数に基づき算出したものである。  
3. 研修に係る加算要件については、研修の受講を促進し、2022年度を目途に、研修受講の必須化を目指すこととしている。  
(2021年度までは研修の受講要件を課さず、2022年度開始までに、研修の受講状況等を踏まえ、2022年度からの必須化を判断)

# 平成30年度における処遇改善等加算 の運用の見直し

保育士等が専門性の向上を図り、技能・経験に応じてキャリアアップできる組織体制の整備を目指す。  
各保育園における人員配置や賃金体系の実情を踏まえ、保育士等の技能・経験に応じた処遇改善等加算 について、  
運用の柔軟化を図る。

## 目指すべき保育園の組織体制

(括弧内の人数は、定員90人(職員17人)の保育園モデルの場合)

例えば、0～2歳児担当、3～5歳児担当などの「**副主任保育士**」又は「**専門リーダー**」を配置(2人以上)

(定員規模に応じた人数は、別紙参照)

副主任保育士：3つ以上の専門分野及びマネジメントの研修を修了した者

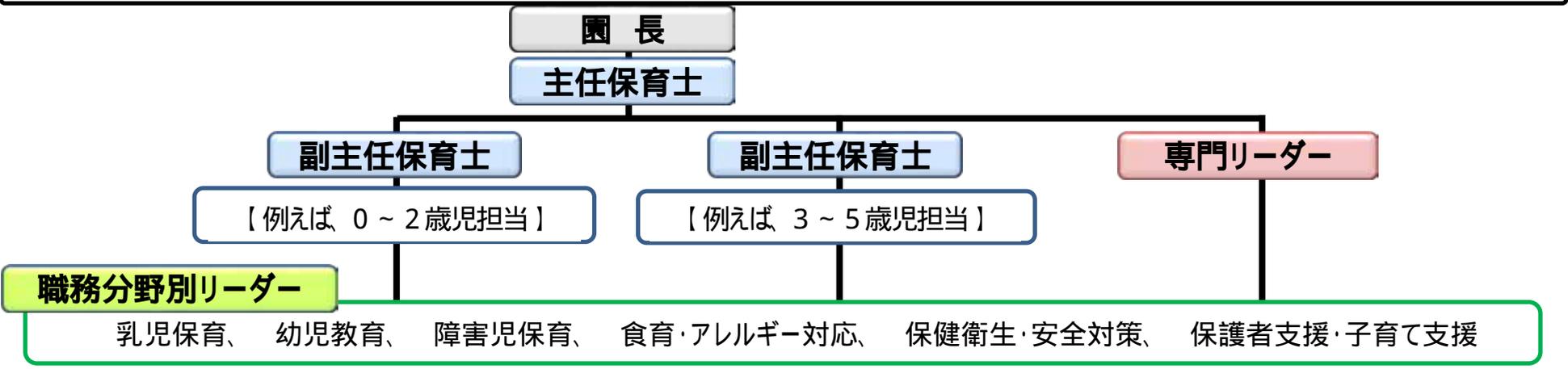
専門リーダー：4つ以上の専門分野の研修を修了した者

加えて、乳児保育、幼児教育、障害児保育など、**専門6分野ごとに「職務分野別リーダー」(兼務可)**を配置(3人以上)

職務分野別リーダー：1つ以上の専門分野の研修を修了した者

**処遇改善等加算** の加算要件は、研修の受講を促進し、**2022年度を目途に、研修受講の必須化を目指す。**

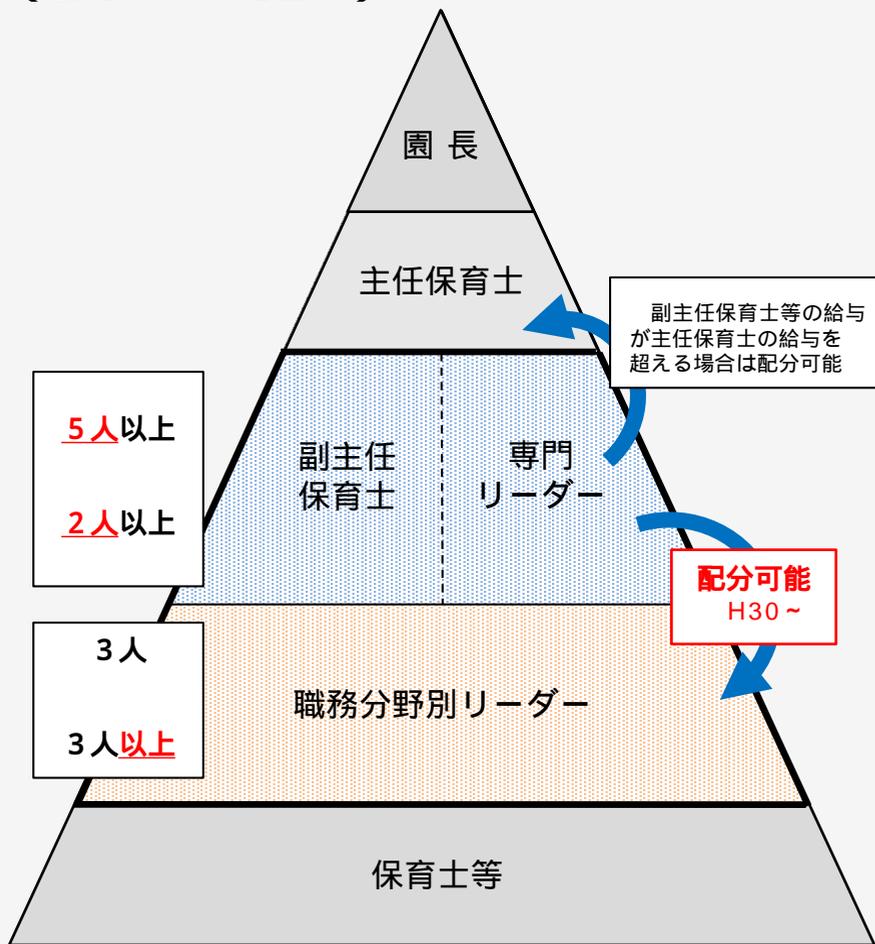
(2021年度までは研修の受講要件を課さず、2022年度開始までに、研修の受講状況を踏まえ、必須化時期を確定)



# 平成30年度における処遇改善等加算 の配分方法の見直し

<定員90人(職員17人)の保育園モデルの場合>  
園長1人、主任保育士1人、保育士12人、調理員等3人

## (配分方法の見直し)



< 副主任保育士又は専門リーダー：加算額20万円(4万円×5人) >

20万円のうち、12万円は副主任保育士又は専門リーダーのみに配分可能(配分人数及び額は事業者において判断)

### 【改善点1】

12万円については、**職務分野別リーダーにも配分可能**

<職務分野別リーダー：加算額1.5万円(5千円×3人) >

3人の職務分野別リーダーに月額5千円

### 【改善点2】

**3人以上**の職務分野別リーダーに**月額5千円以上**(ただし、副主任保育士等への一番低い加算額を超えない額)

同一事業者内での保育園間の配分は不可

### 【改善点3】

加算額21.5万円(20万円+1.5万円)の**20%**について、**同一事業者内で保育園をまたぐ配分が可能**(2022年度までの時限措置。同一事業者内全体での処遇改善を確認。)